

## 令和8年度 奨学生志望のしおり

公益信託松栄奨学基金  
受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

当基金は三信電気株式会社の創立35周年を記念して、同社会長松永栄一氏が、電気・電子工学、経営・経営情報学、数学関係の分野を専攻する大学生の学資困窮者を支援するため、奨学基金を公益信託として設定したものです。

当奨学金は、返還していただく必要はありません。

この「奨学生志望のしおり」をよくご理解のうえ、ご出願ください。

### 1. 出願の資格

- ①電気・電子工学、経営・経営情報学、数学関係の分野を専攻しているか、または専攻しようとしている令和8年4月現在大学2年生の者。
- ②学業成績が優秀、品行方正・志操堅固・健康である者。
- ③生活上奨学金の援助を必要とする者。
- ④日本国籍を有する者。

### 2. 採用人数

8名程度

### 3. 給付金額と給付日等

月額 50,000 円

- ・給付期間は、令和8年4月から最短修業年限の終期（原則3年間）までです
- ・給付日は6月（新規採用奨学生は7月）・10月の一定日にそれぞれ6カ月分を交付します

### 4. 出願の手続

- ①当基金で定めた「奨学生願書」に必要事項を正確に記入し、貴校の奨学金担当者へ提出してください。（推薦状、履歴書、在学証明書、学業成績証明書、所得を証明する書類を添付）
- ②出願は必ず保証人と連署でなければなりません。

### 5. 応募期限

令和8年5月11日（月）必着

## 6. 推薦と選考

- ①学長（または学長から任命を受けた教授）は願書、成績等の資料に基づいて出願者の人物、健康、優秀性、経済状態を検討したうえ、当基金に推薦します。
- ②当基金では、運営委員会において適格度の高い者から選考のうえ、奨学生を決定します。

## 7. 採否決定の時期と通知

奨学生を決定後、学長（または学長から任命を受けた教授）を通じて「奨学生採用決定通知書」を送付します。その時期は、6月中の予定です。

## 8. 異動届出

奨学生は、次に該当する場合は直ちに当基金に届け出なければなりません。

- ①疾病その他の事故または個人的事情により1か月以上欠席するとき。
- ②休学・留学・復学・転学・転学部・転学科または退学しようとするとき。
- ③保証人の氏名・住所等に変更があったとき。
- ④本人の住所または奨学金振込銀行等その他重要な事項に変更があったとき。

## 9. 奨学金の休止

奨学生が休学したときは、その期間奨学金の給付を休止することがあります。

## 10. 奨学金の打ち切り

奨学生が次の①～⑦までのいずれかに該当すると認められた場合は、奨学金を打ち切ることがあります。

- ①傷害・疾病などのため成業の見込みがなくなったとき
- ②停学・退学等の処分を受けたとき
- ③学業成績または素行が不良となったとき
- ④奨学金を必要としない事由が生じたとき
- ⑤退学したとき
- ⑥虚偽の申請をしたとき
- ⑦その他奨学生として適当でない事由が生じたとき

## 11. 奨学金に対する義務

- ①当基金の奨学生は学業成績証明書を毎年4月に基金へ提出していただきます。
- ②この奨学金は返還の義務はありません。ただし、虚偽の申請等重大な不正行為があった場合は、奨学金の一部または全額の返還を求めることがあります。

## 12. 願書の記入について

願書は選考のための大切な資料です。事実をありのまま記入してください。

### ① 「家族および所得」欄

- 生計を一にしている者は、同居、別居を問わず、全員記入してください。
- 別居独立の生計を営む兄弟や生計を一にしない別居の祖父母等は記入する必要はありません。
- 「続柄」は出願者本人からみた関係を記入してください。
- 「年齢」は出願時現在で記入してください。
- 「就学者」は幼稚園、各種学校（予備校等）に在学する者は該当しません。
- 「所得の種類」は給与、商業、工業、水産業、農業、その他の区分で該当するものを記入してください。
- 「年収（税込）」は給与所得の場合、源泉徴収票の支払金額、または給与所得以外の場合に所得証明書の総所得金額です。
- 年収制限（税込）として給与所得者の場合は 800 万円以下、給与所得者以外の場合は 400 万円以下とします。
- 源泉徴収票等の写しまたは所得証明書を添付してください。

### ② 「経営内容」欄

給与所得以外の場合に記入してください。

### ③ 「補足説明」欄

奨学金の給付を希望するに至った経済的理由、将来への抱負などを記入してください。

### ④ 「署名」欄

保証人は、父母または親族としてください。

## 13. 個人情報の利用について

当基金の受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）に基づき、申請者の個人情報を、公益信託業務を遂行するために必要な範囲内に限定して利用します。

願書および添付した資料に記載されている事項は、奨学金の支給対象者の選考等、当公益信託の運営に必要な範囲で、当公益信託の運営委員・信託管理人・委託者が取得・利用すること、また、奨学金の支給が決定した場合は、氏名、学校等の情報が主務官庁等へ提供されることについて同意のうえ応募してください。

なお、申請書類は返却いたしません。

<関係書類の郵送先および照会先>

【受託者】

〒164-0001 東京都中野区中野 3-36-16

三菱UFJ信託銀行株式会社 リテール受託業務部 公益信託課

TEL : 0120-622372

(受付時間 平日 9:00~17:00 土・日・祝日等を除く)

E-mail : koueki\_post@tr.mufg.jp

(メール件名には基金名を必ずご記入ください)